

附 則

1. この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

2. 福山市給水装置設計施行基準は廃止する。

附 則（平成元年2月10日福水第3039号一部改正）

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年1月10日福水給第2822号一部改正）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月9日福水給第245号一部改正）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月19日福水給第42号一部改正）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月16日福水給第33号一部改正）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日福水給第75号一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月14日福水給第39号一部改正）

この要綱は、平成19年6月14日から施行する。

附 則（平成20年3月31日福水給第39号の2一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月8日福水給第204号一部改正）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日福水客サ第389号一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。